

川崎町集中改革プラン

平成 17 年度～平成 21 年度

平成 18 年 3 月策定

宮城県 川崎町

目 次

はじめに	1
I 事務事業の再編・整理、廃止・統合	2
II 民間委託の推進	2
1. 公共施設の管理委託に関する取り組みについて	2
2. 各種事務の委託に関する取り組みについて	3
3. 委託に関する新たな取り組みについて	4
III 定員管理の適正化	4
1. 平成12年度から平成17年度までの職員定数の推移について	4
2. 平成18年度から平成22年度までの定員管理の数値目標について	5
IV 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	5
V 第三セクターの見直しについて	6
VI 経費節減等の財政効果	6
1. 歳入関係の財政効果	6
2. 歳出関係の財政効果	7
VII 特別会計・企業会計における改革プラン	9

はじめに

当町では、昭和60年に「川崎町行政改革大綱」を策定し、この大綱に基づき、地域社会の活性化及び住民福祉の向上を図るため、行政改革の推進に努めてきた。

しかしながら、大綱策定以来十数年が経過し、急速な人口の高齢化、少子化、国際化、情報化の進展、また地方分権、情報公開の制定、環境問題への対応等めまぐるしく変化する社会情勢のもとで、町民のニーズは多様化し、より質の高い行政サービスが求められているところから、地方の時代にふさわしい新たな行政の仕組みの確立を図る必要がある。

また、行財政をとりまく環境は年々厳しくなっており、より一層の経費削減に努めるとともに、今後ますます増大する行政需要に適確に対応し、町民サービスの向上に資するため、町政全般にわたり事業運営のあり方を見直し、社会経済情勢の変化に対応できる、簡素で効率的な行財政運営システムの確立を図り、新しい時代に即応した積極的な行財政を推進することが何よりも求められている。

こうしたことから、新しい行政改革の基本方針を定めるため、「川崎町行政改革大綱」を策定し、町民サービスの向上と町政のより一層の発展を図ろうとするものである。

この集中改革プランは、「川崎町行政改革大綱」で掲げた改革を踏まえ、今回国が提示している「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、①事務事業の再編・整理、廃止・統合②民間委託の推進③定員管理の適正化④手当の総点検をはじめとする給与の適正化⑤第三セクターの見直し⑥経費節減等の財政効果の6項目について、特に取り組むべき事項の具体的計画内容や目標数値を可能な限り明示した平成17年度から平成21年度までの5年間の計画であります。

また、この集中改革プランは必要に応じ見直しを図るものとし、その見直しにあたっては、「川崎町行政改革推進本部」や町民の代表者で構成する「川崎町行政改革推進委員会」の意見を聞くとともに、町民参加の環境を整え、町民の意見を幅広く取り入れながら実施するものとします。

I 事務事業の再編・整理、廃止・統合

既成の慣例や前例にとらわれない新鮮な感覚や、新しい発想のもとに、所期の目的が達成されたものや、不要・不急の事務事業などの廃止、整理統合、縮小によって新たな行政需要に対応するほか、簡素で効率的な行政運営のため、事務事業の見直しを行うものとする。

【事務事業の再編・整理等の取り組み】（平成17年度から平成21年度まで）

事務事業名	取 り 組 み 内 容
物品の集中管理の推進と庁費の節減	平成16年度より用度会計システムを導入し物品の集中管理を継続するとともに、昼食時等の全庁舎一斉消灯を図り光熱水費の節減を今後とも実施
公用車の集中管理と共同利用の推進	平成16年度より公用車を集中管理し、公用車の有効活用を図っているが、今後とも継続し更に有効活用を図る。
情報化の推進	無線ランを活用し、本庁舎と出先機関のネットワークを図り、業務の迅速化・利便性と住民サービスの向上とペーパーレス化を更に図る。
財務情報に関する調査研究	行政コスト計算書・貸借対照表を作成し、今後の財政計画の一助とする。
組織機構の見直し	平成16年度に農業部門の統合（農業委員会と産業振興課の統合）、賦課・徴収の一体的な事務執行（収納推進室の廃止）、富岡支所の縮小（常勤職員から嘱託職員へ移行）を図るとともに教育委員会部局の統合・再編（生涯学習課と体育振興課の統合）を図っている。また、平成17年度より川崎・富岡幼稚園の園長については、専属非常勤職員を学校長が兼務する非常勤職員に変更を実施した。今後も住民の行政需要を考慮し、機構改革を実施する。
幼保一体化の推進	川崎幼稚園と富岡幼稚園の統合や川崎保育所と今宿保育所の統合を検討するとともに、幼稚園・保育所の一体化についても検討し、施設運営の効率化を図る。
海洋センター管理の委託推進	職員を配置し、施設管理を実施しているが、委託のあり方を検討し、全面的な委託の推進を図る。

II 民間委託の推進

1. 公共施設の管理委託に関する取り組みについて

平成16年度までの各種公共施設の管理委託の取り組みについて、次のとおり一覧表にまとめました。今後5年間についても、住民サービスにつながるものや民間委託の更なる推進を図るとともに、指定管理者制度への移行を積極的に検討し、推進していきます。

【公共施設の管理委託】（平成16年度まで）

委託分類	公 共 施 設 名
民間企業等への委託	① 川崎町学校給食共同調理場（調理部門の委託） ② 川崎町交流促進センター（管理・清掃等） ③ 町立病院（医事事務・給食調理・清掃・機械の運転・保守管理・警備）

	④ 健康福祉センター（清掃・機械の運転） ⑤ 川崎町下水道終末処理場(保守管理) ⑥ 川崎幼稚園（給食調理）
川崎町振興公社への委託	① セントメリースキー場（管理・運営） ② 本庁舎等（清掃・道路維持・ゴミ分別・清掃業務） ③ 学校管理（用務員）

【民間委託・指定管理者制度導入の取り組み】（平成 17 年度から平成 21 年度まで）

分類	公共施設名
指定管理者制度導入の検討	川崎町交流促進センター（平成 18 年度）
	オートキャンプ場（平成 18 年度）
	自然散策施設（平成 18 年度）
	公衆浴場（平成 18 年度）
	青根洋館（平成 18 年度）
	青根自然の森公園（平成 18 年度）
	足湯（平成 18 年度）
	セントメリースキー場（平成 18 年度）

2. 各種事務の委託に関する取り組みについて

平成 16 年度までの各種事務委託の取り組みについて、次のとおり一覧表にまとめました。今後 5 年間についても、住民サービスにつながるものや民間委託の更なる推進をしていきます。

【各種事務の管理委託】（平成 16 年度まで）

委託分類	各種事務事業の内容
民間企業等への委託	本庁舎等夜間警備業務、一般ゴミ収集運搬業務、総合行政総合システム、
川崎町振興公社への委託	本庁舎清掃業務、道路維持補修・清掃業務 学校管理（用務員）
社会福祉法人川崎町社会福祉協議会への委託	生きがいサービス事業 ミニデイサービス事業 移送サービス事業 家族介護者交流事業 配食サービス事業

【各種事務の管理委託】（平成 17 年度から平成 21 年度まで）

委託分類	各種事務事業の内容
民間企業等への委託	学校給食調理部門の全面委託、保育所調理の全面委託、浄水場及び温泉施設の管理委託、収納業務の拡充
川崎町振興公社への委託	支所の管理部門一部委託（平成 18 年度）
社会福祉法人川崎町社会福祉協議会への委託	生きがいサービス事業 ミニデイサービス事業 移送サービス事業 家族介護者交流事業 配食サービス事業

3. 委託に関する新たな取り組みについて

公共施設の管理委託や事務事業の委託については民間委託の推進を図ってきましたが、公共施設の再検討を行い、業務委託を行わず職員や行政区が対応可能な業務については、職員が自ら行い委託料の削減を図っていきます。下記業務については、今後、職員や行政区住民の対応を予定します。

業務名	取 組 み 内 容
庁舎管理業務	庁舎管理については、部門毎に委託を実施していたが、職員にて対応可能な業務については、委託を廃止し、職員対応とする。
公共施設管理業務	各地区に設置している公民館分館、集落センター、コミュニティセンターの管理を一本化し、住民の更なる利用促進と地域住民主体の維持管理を目指す。
町内各施設管理業務	町道等の維持・管理（草刈・除雪・補修・道路パトロール等）を随時拡大し行政区へ移行 地区ボランティアによる道路の空き缶、ゴミ拾いの更なる浸透 スマイルロードの拡充

Ⅲ 定員管理の適正化

職員の定員管理については「原則、職員総数を減少させながら時代の要請に応じた執行体制を確立するとともに、全庁的に適正な職員配置を行う」ことを基本方針として定員管理計画を定め、住民サービスの低下とならない職員の適正配置を行うものとする。

1. 平成12年度から平成17年度までの職員定数の推移について

【職員数削減の取り組み】（平成12年度から平成17年度まで）

年 度	前年度 退職者数	採用者数	総職員数	増減数	備 考
平成12年	△ 6	6	198	0	
平成13年	△ 9	1	190	△ 8	
平成14年	△ 6	7	191	1	
平成15年	△ 4	5	192	1	
平成16年	△ 7	6	191	△ 1	
平成17年	△13	6	184	△ 7	
合 計	△45	31	—	△14	

※ 平成17年度の職員数については平成17年4月1日を基準とする。

2. 平成18年度から平成22年度までの定員管理の数値目標について

【職員数削減の取り組み】（平成18年度から平成22年度まで）

年 度	前年度 退職者数	採用者数	総職員数	増減数	備 考
平成18年	△ 7	5	182	△ 2	
平成19年	△ 3	2	181	△ 1	
平成20年	△ 11	8	178	△ 3	
平成21年	△ 5	3	176	△ 2	
平成22年	△ 6	4	174	△ 2	
合 計	△33	23	—	△10	

※平成22年度の職員数については平成22年4月1日を基準とする。

IV 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

職員手当については、これまでも種々の点検を実施しており、今後も給与を含めた適正化の検討を実施していきます。

【各種手当】（平成16年度まで）

分 類	平成16年度までの取り組み
特殊勤務手当	①地域医療従事医師手当の廃止
旅費・費用弁償の見直し	① 管内旅費を2分の1の日当に変更 ② 非常勤特別職の研修を毎年研修から2年に1回に変更
退職手当の支給率について	①宮城県市町村職員退職手当組合条例及び規則に従い支給

【各種手当】（平成17年度から平成21年度まで）

分 類	平成17年度から平成21年度までの5年間の取り組み内容
特殊勤務手当	① 町税事務従事職員への税務手当の廃止 ② 病院医療技術職（薬剤師）への手当廃止 ③ 病院医療技術職（臨床検査技師）への手当廃止 ④ 病院医療技術職（診療放射線技師）への手当廃止 ⑤ 病院医療技術職（歯科技工士）への手当廃止 ⑥ 病院医療技術職（理学療法士）への手当廃止 ⑦ 病院医療技術職（マッサージ指圧師）への手当廃止 ⑧ 保育所長手当の廃止 ⑨ 児童教室長手当の廃止
旅費・費用弁償の見直し	① 仙台市以南の仙南地区管内の日当支給全部廃止
退職手当の支給率について	① 定年退職者・勸奨退職者・普通退職者全てについて退職時の特別昇給を廃止

V 第三セクターの見直しについて

対象施設数及び施設名

- 施設数・・・1施設
- 施設名・・・(株)かわさき振興公社

平成16年度までの役職員数

職員数	平成11年度	平成16年度
役員数	0	9
職員数	0	14

第三セクターについては、現在管理をしている施設の指定管理者制度への移行と相まって規模縮小か廃止を前提に検討

VI 集中改革プランに係る財政効果

1 歳入関係の財政効果額

地方分権改革を契機に、三位一体の改革をはじめとする財政制度改革は、各自治体財政にとって極めて厳しい状況をもたらしている。当町における今後予測される依存財源は、これから10年の間に▲10% (250,000千円強)の推移になるものと思われる。特に当町は依存財源の割合が65.4% (H16決算額)と高割合を占めるため、地方分権の目的である「地方の自立」・「地域主権の確立」を前提とした自治体財政は、歳出削減はもちろんのこと、自主財源の確保も重要課題として一体的・包括的な行政運営を展開する。

項目	平成16年度までの取組み状況	平成17年度から平成21年度までの5年間の取組み内容と効果目標額
地方税の徴収強化・滞納強制処分	<ul style="list-style-type: none"> ・町税等の滞納者に法的手続きの実施 ・滞納整理本部において夜間徴収実施(各種使用料等も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三位一体の改革により税源移譲される町民税(H19年度より)の徴収対策 ・徴収嘱託員の配置 ・国税局OB徴収専門員の徴収技能の浸透・習得 ・悪質滞納者の強制処分手続き実施(一部事務組合徴収事業委託を含む。) <p>【平成21年度目標数値 131,252千円】 (税源移譲による調定見込み額含む。)</p>
各種使用料等(特別会計に係る公共料金を含む。)の見直し及び未収金の強制回収	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料未納者の給水停止措置 ・住宅使用料未納者の分割誓約書の取り交しと連帯保証人への通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料未納者の給水停止予告通知の実施 ・幼稚園使用料の見直し及び公共施設等使用料の改定及び公営企業会計を含む特別会計の収入料金の改定 <p>【平成21年度目標数値 108,553千円】 (うち特別会計等の料金見直し分83,800千円含む。)</p>
各種実費徴収負担金等の見直し	—————	<p>民生部門に係る各種サービス事業及び教育部門に係る各種教室事業の行政評価と行政コストを勘案した適正な負担金の徴収の実施</p> <p>【平成21年度目標数値 3,000千円】</p>

【町民生活水準の向上対策】

- ① 地域産業の活性化、特に第一次産業経営の向上のため、各種行政部門の障壁を取り除いた行政運営に努めます。
- ② 当町のすばらしい自然環境を堅持しつつ、まちづくりに合致した優良企業の誘致を一層推進します。
- ③ NPO（非営利の民間組織）など地域ボランティア組織（特に高齢者と女性の参画促進）の確立と活用を支援します。

2 歳出関係の財政効果額

(1) 人件費の削減について

① 職員数削減による財政効果

平成16年度までの取組み状況	平成17年度から平成21年度までの5年間の取組み内容と効果目標額
<ul style="list-style-type: none"> ・定員適正化計画に基づく退職者不補充の実施 ・嘱託、臨時、派遣職員等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員管理計画に基づく職員の純減（▲10人）の実施 （組織の統廃合の実施・民間可能業務の委託推進含む。） <p style="text-align: right;">【効果目標額 72,776 千円】</p>

② 給与等削減による財政効果

平成16年度までの取組み状況	平成17年度から平成21年度までの5年間の取組み内容と効果目標額
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当の見直し検討 ・時間外勤務手当の目標枠の設定（年間給料総額の7%以内）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱に基づく、税務手当・保育所長及び児童教室長手当の廃止 ・病院従事職員の特殊勤務手当の精査及び見直し実施 ・退職時特別昇給の廃止 <p style="text-align: right;">【効果目標額 6,730 千円】</p>

③ その他職員に係る経費削減による財政効果

平成16年度までの取組み状況	平成17年度から平成21年度までの5年間の取組み内容と効果目標額
<ul style="list-style-type: none"> ・管内（指定市町）に係る旅費の日当半減の実施 ・職員福利厚生事業に係る経費の精査縮小の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市以南に係る旅費の日当全廃の実施 ・各種公益団体に係る研修旅費の精査及び見直し <p style="text-align: right;">【効果目標額 9,000 千円】</p>

(2) 事務事業の見直しについて

平成16年度までの取組み状況	平成17年度から平成21年度までの5年間の取組み内容と効果目標額
<ul style="list-style-type: none"> ・物品の一括集中管理と本庁舎等に係る需用費の節減の実施 ・公用車の集中管理と共同利用の推進 ・公共施設内と施設間の情報化の推進 ・外郭団体への補助金等の見直し実施 ・民間企業等（公社含む。）への委託の実施 ・町道等の維持・管理の一部行政区への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来からの行政コストを意識した行政運営の継続実施 ・公共施設の統廃合など施設運営の効率化を実施 ・行政評価システムの確立（まちづくり検討委員会） ・各種公共施設の指定管理者制度導入をはじめ、包括的業務の民間能力活用の実施 ・町民主導の公共施設等運営体制の確立と各種公益団体等の自立支援を実施 ・縦割り行政を排除した事務事業の整理合理化の実施 <p style="text-align: right;">【効果目標額 204,965千円】</p>

(3) 投資的経費に係る普通建設事業費の目標経費枠の設定について

バランスシート等企業会計的手法から見る社会資本整備の達成度合に基づき、一般会計に係る公共事業などの投資的経費に係る普通建設事業費を各年度あたり300,000千円（投資的経費に係る一般財源251,000千円）以内に設定し、その範囲内で事業目的、事業効果及び事業遂行内容の効率化などを推進する。平成17年度から平成21年度までの5年間で、482,839千円を効果目標額として実施する。

(4) 負債額及び公債費の圧縮について

投資的経費に係る地方債発行をはじめとして、臨時財政対策債などの赤字補てん的地方債を含めた発行総額を一般会計では、220,000千円以内に設定し、貸借対照表における負担割合を20%未満に、また、同様に特別会計及び公営企業会計においても投資的経費を抑制し、それにかかる地方債の発行をコントロールすることで連結貸借対照表（一般会計に特別会計及び公営企業会計を連結した町全体のバランスシート）においても30%未満に圧縮する。さらに、地方債発行に係る低年利の選択及び据置期間の縮小を通して、義務的経費である公債費削減を強力に遂行する。平成17年度から平成21年度までの5年間で、149,845千円（うち一般会計に係る公債費効果額47,328千円）を効果目標額として実施する。

(5) その他

職員一人ひとりが、行政コストを見据えながら、少ない経費で質の高い行政サービスを提供する意識づくりを展開する。また、効果的・効率的行政サービス体制の確立を目指し、職員の企画能力開発など人材育成を推進（未知数の効果期待）する。

Ⅶ 特別会計・企業会計における改革プラン

Ⅰ. 上下水道事業における方針

住民への安定した上水の供給及び住民の公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全という両事業の目的に照らし、また、本事業が公営企業として真に独立・安定した事業となるため、対象期間内において行う具体的な取り組みを以下に示します。

- ①包括的民間委託の推進を図ります。
- ②経営の合理化を図るため、効率的な定員管理に努めます。
- ③費用対効果を主眼とした合理的な事業調整を行います。
- ④漏水、不明水対策を強化し、適正な料金体系を構築します。
- ⑤使用料の収納業務を強化します。

Ⅱ. 取組み内容の具体的な施策

1. 包括的民間委託の推進

上下水道施設の運転・管理業務はその特殊性からこれまで町が直営で行ってきましたが、将来的な人材の枯渇やコストの削減という視点からは大きな課題があります。

そのため、下水道施設については、このような課題に対し早くから施設の運転・管理業務を民間に委託してきました。また、最近では関連する様々な業務、資材の調達等も含め一体的に委託を行い、一定の成果が現れてきています。

平成 17 年度から新たに水質検査、樹木管理を追加して一括委託したところ、以下の表のとおり委託費の削減が図られました。

項 目	H16	H17	差 額
施設運転管理費	48,685千円	47,145千円	▲ 1,540千円

※平成 16 年度分は運転管理業務、水質試験、樹木管理等、個々の業務委託費の合計額

※平成 17 年度分は運転管理業務、水質試験、樹木管理業務を一括して業務委託した際の総額

【計画】

水道施設も含め包括的民間委託の範囲を拡充し、施設の効率的な運転と維持管理経費の削減を図る。

2. 経営の合理化を図るため効率的な定員管理

現在上水道事業（上水道事業、簡易水道事業、温泉事業）に携わる職員数は 5 人、下水道事業に携わる職員数は 3 人ですが、内 1 人は職務を他の業務と兼務しているため実質年 2.5 人で、合計では 7.5 人となっています。

両事業に係る事務事業の一部は共通している部分があり、経営の合理化を進めるため事務事業の整理・統合を行う必要があります。

一方で、包括的民間委託が不可能な事務事業は今後も引き続き町職員が行わなければなりません。

・定員管理の経緯（下水道事業関係）

年 度	定 員 数	対前年削減数	対前年削減額
15	4.5	0人	0千円
16	3.5	▲ 1.0人	▲ 8,447千円
17	2.5	▲ 1.0人	▲ 8,447千円
計		▲ 2.0人	▲ 16,894千円

※平成 15 年度を基準に平成 17 年度までは定員を 2 人削減。人件費にして約 16,894 千円を削減。（定員 1 人当たりの平均人件費 8,447 千円（平成 16 年度決算のデータより））

なお、人件費には各種手当、共済費、退職組合負担金等が含まれます。

【計画】

包括的民間委託の推進と併せ、水道部門との事務統合等によって一体的な事務事業の合理化を図り経費の削減を図る。

上水道部門との事務統合による人件費の削減

事 業 部 門	現 行		計 画		
	事務職	技術職	事務職	技術職	削 減 額
水道部門従事者	3.0人	2.0人	2.0人	2.0人	▲ 8,446千円
下水道部門従事者	2.5人	0人	2.0人	0人	▲4,223千円
合 計	7.5人		6.0人		▲12,669千円

※平成 21 年度までに上水道部門との事務統合等により上下水道事業に携わる職員数を現在の 8.5 人から 2.5 人削減し 6 人とする。

3. 費用対効果を主眼とした合理的な事業調整

上水道（上水道事業、簡易水道事業）の普及率は現在 89.1%（処理可能人口/行政人口）で、前川、川内二地区の一部地域を除きほぼ全域が給水区域となっている。

一方、下水道の普及率は現在 68%（処理可能人口/行政人口）、処理区域については、釜房ダム上流域の既成市街地を基本に整備を進め、現在まで約 423 ヶカールがその対象となっており、国が認めた事業の範囲はその一部を除きほぼ完了している状況にあります。

【計画】

公営企業の趣旨に照らし、他の事業との調整を図りながら明確な事業区分の設定を行う。

4. 漏水、不明水対策を強化し、適正な料金体系を構築する。

給水管、汚水管渠の老朽化や大規模な災害等によって漏水や雨水・地下水（料金収入

が見込まれない水量)が増加し、経営に悪影響を及ぼしている。

下水道事業における使用料の料金体系については、昭和 60 年の供用開始以降一度も改訂を行わず当初の体系を維持しているところですが、この間、本事業経営において発生した赤字及びこれまで投資してきた建設費に係る不足分は、料金収入からは賄いきれず、他の会計からの繰入金によって対応している状況にあります。

【計画】

漏水、不明水対策として年次計画による効率的な維持補修工事を行う。
また、下水道使用料の料金体系を改訂する。

5. 使用料の収納業務を強化する。

使用料収入は、本事業の経営を行う上で欠かすことの出来ない限られた収入源です。

その使用料の賦課・収納業務はこれまで事業主である町（職員が直営）が行ってきました。そのため、使用料に一定期間の未納があった場合は、上水道部門との連携により上水の供給停止等を実施し使用料の未納対策を行っています。

一方で利用者の生活スタイルの多様化してきていることから、料金収納システムを検証していく必要があります。

【計画】

使用料収入を安定的に確保するため、上水の供給停止等の措置を強化します。
また、使用料の賦課・収納業務についても包括的民間委託の対象業務とすることや、収納代理機関の拡充について具体的検討を行います。

IV. 効果の検証

「Ⅲ. 取組み内容の具体的な施策」で示した事項を、本計画の実施期間中に実施した場合の結果を検証します。

対比する年度は、平成 16 年度を基準に平成 21 年度の状況です。

なお、検証する内容は、各事業の主な項目とし、建設事業費や借入金の償還金（元金、利子）はその対象から除外します。

（上水道事業）

項 目		H16	H21	効 果
収入	使用料収入	185,535千円	197,080千円	11,545千円
	計	185,535千円	197,080千円	11,545千円
支出	人件費	25,341千円	16,893千円	▲ 8,448千円
	委託料	0千円	37,000千円	37,000千円

(下水道事業)

項 目		H16	H21	効 果
収入	使用料収入	115,844千円	134,810千円	18,966千円
	計	115,844千円	134,810千円	18,966千円
	人件費	8,447千円	16,893千円	8,446千円
	委託料	45,993千円	37,000千円	▲ 8,993千円
	その他	33,918千円	31,011千円	▲ 2,907千円
	計	88,358千円	84,904千円	▲ 3,454千円
収 支		27,486千円	49,906千円	22,420千円

【検証結果の公表】

本集中改革プランの施行期限は平成21年ですが、平成20年度に実施状況を検証しその結果を公表することにします。

その上で実施されていない施策や実績が不十分な事項については、再度検証を行い課題を整理しながら計画の実現に向けた作業を進めます。